

愛西市空家等対策計画進行管理一覧

施策名	取組内容	取組結果	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1 空家等に関する意識啓発・情報提供・相談体制	市のウェブサイトや広報、パンフレット等を通して、空家等の問題や管理に対する所有者等の責任、空家等に関する支援策等の情報を市民等や空家等の所有者等に伝えることで、空家等の問題に対する意識啓発とともに、適正管理の促進、空家等の利活用・除却の促進を図ります。	市広報への掲載又は回覧(R3. R4広報に記事掲載・毎年パンフレット全戸回覧) 空家適正管理の手紙に協定先のパンフレットを同封 民生児童委員との連携による空き家対策の実施(チラシの配付等) 固定資産税納税通知書への空き家関係チラシの同封	○	○	○	○
	空家等の発生前からの対応が重要であるため、発生抑制に関する意識啓発に取り組み、空家等の発生の予防に努めます。					
	空家等の所有者等や市民等からの空家等に関する悩みや問題の解消のために、空家等に関する相談・連絡ができる相談窓口の設置や相談会の開催を行うための庁内体制の整備や関係団体との連携強化について検討します。	都市計画課に空家相談窓口を集約及び他部署と連携した空き家対策への取組 愛知県宅地建物取引業協会との協定締結による相談窓口の設置 全日本不動産協会愛知県本部との協定締結による相談窓口の設置 (株)ジチタイアドとの協定締結による相談窓口の設置	○	○	○	○
	市民等からの相談への対応については、都市計画課で一元的に受け付け、内容に応じて関係部署・関係団体等と連携しながら対応に努めます。	空家関連農地の売却に関する産業振興課と都市計画課との連携 道路への影響に関する土木課と都市計画課との連携	○	○	○	○
2 空家等に関する情報の収集・管理	庁内に関係各課が入手した情報や市民等から提供された市内の空家等に関する情報について一元的に管理する部署を設置し、空家等に関する実態調査をもとに作成したデータベースの更新を継続的に実施します。	都市計画課が行う現地調査等によるデータベースの更新 税務課等からの都市計画課への空き家に関する所有者情報の提供	○	○	○	○
	所有者等不明の空家等について、登記簿等の情報をもとにした所有者等の調査を行い、所有者等の特定に努めます。	法務局や他市の市民課等広範囲に渡る調査による所有者特定	○	○	○	○
	所有者等不明の空家等への対処方法の一つである「相続財産管理人制度の活用」について情報を収集し、本市での活用について検討します。	相続財産管理人の選任申立てを1件実施(令和4年度 売却後取り壊し済) 不在者財産管理人の選任申立てを1件実施(令和4年度)				○
3 空家等の適正管理の推進・問題発生防止	市のウェブサイトや広報を通じて、空家等の所有者等に対して、シルバー人材センターを紹介することで、年齢的・身体的な問題や遠方に住んでいる等の問題により、管理に負担を感じている空家等の所有者等を支援します。	シルバー人材センターと協定を締結し樹木等の伐採を案内	○	○	○	○
	管理にあたっては費用面の負担が大きいことから、管理業務の費用負担の軽減について検討します。	関係団体との協定を締結し、管理業務に関する相談に対応	○	○	○	○
	空家等の除却にあたっては、費用面の負担が大きいことから、除却費用の負担の軽減、取り壊し後の固定資産税の増加緩和について検討します。	危険空き家除却費補助金等により除却費用の負担軽減を実施	○	○	○	○
4 中古住宅等の流通促進・利活用の支援	不動産の流通促進のため、不動産関連団体との連携について検討します。	愛知県宅地建物取引業協会との協定締結による相談窓口の設置 全日本不動産協会愛知県本部との協定締結による相談窓口の設置	○	○	○	○
	空き家バンク等の中古住宅の流通を促進させる取り組みを検討します。	愛知県宅地建物取引業協会と空き家バンクのサイトを構築し運用	○	○	○	○
	利活用や売却にあたって問題を抱えた空家等についての支援を検討します。	愛知県宅地建物取引業協会との協定締結による相談窓口の設置 全日本不動産協会愛知県本部との協定締結による相談窓口の設置	○	○	○	○
	農村部での空家等の売却支援等、地域の特性に応じた取り組みを検討します。	(株)ジチタイアドとの協定締結による相談窓口の設置 空家関連農地の売却に関する産業振興課と都市計画課との連携			○	○
5 危険な空家等への対処	周囲に危険・悪影響を及ぼす空家等の所有者等に対して、連絡をとり建物の現状を伝え、適正な管理を依頼するとともに、空家等の処分や利活用等についての考えを聞き、建物の除却等についての助言等を行います。	「愛西市空家等の適切な管理に関する条例」を制定 危険空き家等の所有者等に対し行う処分や利活用等助言	○	○	○	○
	周囲に危険や悪影響を及ぼす空家等について空家特措法に規定される「特定空家等」として認定するため、本市における「特定空家等」の判断基準を策定します。	「特定空家等」の判断基準を策定	○			
	周囲に危険・悪影響を及ぼす空家等について「特定空家等」の判断基準と愛西市空家等対策協議会での協議と検討のもと、「特定空家等」と認定します。	令和2年度に2件の危険空き家について「特定空家等」と認定		○		
	認定した「特定空家等」については、空家特措法に基づき、「助言・指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行(略式代執行)」等の措置を行います。	認定した2件について行う「助言指導」(令和4年度に1件取り壊し済)		○	○	○

※R1年度については、空家対策の所管課が市民協働課のため、「取組結果」にある「都市計画課」については、「市民協働課」に読み替えるものとする。